廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

近畿地方整備局長 奈良県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

受付番号	受付年月日 届出時の免許証番号 * ()	
	T 1	
届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 5. 廃止	
商号又は名称		
氏 名 (法人にあっては、 代表者の氏名)		
主たる事務所 の 所 在 地		
届出事由の生じた日	年 月 日	
宅地建物取引業者 と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人 産	確認欄

(A4)様式第三号の五 (第五条の五関係) 2 7 0 廃業等届出書 宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 平成○○年○○月○○日 近畿地方整備局長 く 大臣免許の場合は二重線で消さない 北海道開発局長 殿 個人:代表者の実印(印鑑登録されたもの) 奈良県 知事 法人:免許申請に押印されたもの 等 届出者 住 所 氏 名 印 記入不要 受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号 () 該当するものを○印で囲むこと 届出の理由 1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産 4. 解散 5. 廃止 商号 又は 名称 氏 (法人にあたっては、 代表者の氏名) 主たる事務所 所 在 地 届出事由の生じた日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※死亡の場合は、死亡の事実を知った 日を記載すること。 1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 🜀. 本人 宅地建物取引業者と 届出人との関係 確認欄 該当するものを○で囲むこと 記入不要一

<提出書類> (宅地建物取引業者の廃業の手続)

- ○廃業等届出書(正・副本を各1部づつ *大臣免許の場合は正本1部、副本2部)
- ○宅地建物取引業者免許証(原本)
- ○その他届出事由、届出者の確認ができるもの(下表参照)

廃業理由	法人 個人 別	廃業日 (免許失効日)	届出人	添付書類 (免許証原本の他)
死亡	個人	死亡日	相続人	・死亡及び相続人が確認できる <u>戸籍謄本</u>
				・相続人の <u>印鑑登録証明書</u>
合併による消滅	法人	合併による	代表する役員	・合併されたことが確認できる元の法人の
		解散日	であった者	商業登記簿謄本
				・届出人の <u>印鑑登録証明書</u>
破産	両方	届出日	破産管財人	・破産及び管財人を確認できる書類(注1)
合併及び破産	法人	届出日	清算人	・解散したことがわかる <u>商業登記簿謄本</u>
以外での解散				·清算人の <u>印鑑登録証明書</u>
宅建業の廃止	法人	届出日	法人代表者	・代表者の交代等があれば <u>商業登記簿謄本</u>
				・免許申請に使用した印鑑が使用できない
				場合は、その届出印の <u>印鑑登録証明書</u>
	個人	届出日	免許を受けた者	・届出印の <u>印鑑登録証明書</u>

(注1)「破産及び管財人を確認できる書類」とは、裁判所が発行する証明書。届出印についてもこの証明 押印された管財人の印。

★廃業に伴い、業務に従事していた宅地建物取引士の方は「<u>宅地建物取引士資格登録簿変更登録申</u> <u>請書</u>」を資格登録先の都道府県に遅滞なく提出して勤務先変更の手続を行うことも必要となります(正本、副本の計2部提出)。